

第5期秋田県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画の概要

第1章 計画策定の趣旨

【趣旨】

○人権擁護と男女平等の実現を図るため、本県における配偶者等からの暴力（以下DVという）の防止及び被害者保護のための施策の実施に関する基本計画として策定する。

○DV防止に関する取組みの裾野を広げ、効果的に進めていくため、これまで以上に地域における支援の充実と民間支援団体等との連携に力を入れ、DVを許さない社会の形成を目指す。

【計画の性格】

○配偶者暴力防止法第2条の3第1項に基づく県計画

【計画の期間】

○令和2年度から6年度までの5年間

【計画の推進体制】

- 推進体制
県民の理解と協力を得ながら、関係機関（市町村、民間団体等）との連携を強化し施策の推進を図る。
- 進行管理
進捗状況や取組状況について、「秋田県DV防止対策連絡協議会」において計画の進行管理を行い、必要に応じて内容の見直しを行う。

第2章 DVIに関する取組状況と課題

○ 県民の理解の促進

・DVに関する理解を深めていくためには、多くの県民に関心を持ってもらうことが不可欠であり、民間支援団体等の連携協力のもと、よりきめ細かに幅広く周知を図っていく必要がある。

・DV防止の予防的観点から、学校・家庭・地域において、人権教育や若年者への教育啓発を継続的に行うほか、障害を抱えた方からのDV相談もあることから、様々な被害に遭うリスクを早期から教育する必要がある。

○ 多様な相談への対応

・DV相談支援センターの相談件数は減少傾向にあるが、男性や外国人、障害者からの相談も寄せられており、被害者にも加害者にもならないために、性別や立場を問わず相談しやすい環境を整備する必要がある。

・DV被害者の回復には自助グループへの参加が有効とされているが、県内では被害者の組織化はされていないため、民間支援団体等と連携し、当事者同士が集い悩みを相談できる場の提供について検討していく必要がある。

○ 職務関係者に対する研修及び啓発

・DVは民生委員・児童委員や福祉・医療関係者など、DV被害者を発見しやすい人材が気付き、支援につながることが重要であるため、各機関の窓口や相談担当等の職務関係者のスキルアップを目指した研修の充実を図り、各機関に働きかけを行っていく必要がある。

○ 被害者等の保護及び安全確保

・DVを理由に一時保護された者の数は横ばい傾向にあるため、引き続き緊急時の保護や移送等、関係機関と連携を要する場合の情報共有や連絡体制について、共通認識のもと対応できるよう協力体制を構築していく必要がある。

・被害者等の保護にあたっては被害者等の安全確保とともに、職務関係者等の安全確保も重要であり、加害者への対応について理解し統一した対応を行う必要がある。

○ DV対応と児童虐待対応の連携強化

・DVと児童虐待の特性や関連性を理解し、関係機関の連携を強化していく必要がある。

第3章 基本目標別施策

1. 基本理念 「 配偶者等からの暴力を許さない社会の形成 」

2. 基本目標と重点施策

基本目標Ⅰ 暴力の防止及び抑止に向けた取組の促進

1 多様な啓発と人権教育の強化

- 民間団体等との連携によるDV防止キャンペーン等啓発・広報等の実施
- 若年層に対する人権教育の強化

2 加害者対策の推進

- 加害者対応に関する研修等の実施による全県統一した加害者対策の推進

基本目標Ⅱ 被害者の相談・保護体制の充実

3 発見・情報提供・通報に関する取組の促進

- 県民、福祉医療関係者等からの発見・情報提供・通報を促すための、広報・啓発活動や会議・研修の開催

4 相談・支援の推進

- 多様な相談への対応に向けたDV相談支援センターの支援強化
- 性別を問わず相談しやすい環境の整備
- 外国人や障害者、高齢者への相談・支援の充実
- DVによる人権侵害の拡大防止に向けた苦情調整員制度の活用促進

5 市町村(地域)における取組の強化

- 会議・研修や技術的助言による市町村の相談・支援体制の強化
- 地域包括支援センター等における相談機能・対応体制の強化

6 迅速で安全な保護体制の促進

- 女性相談所や一時保護委託施設における24時間体制での一時保護の実施
- 同伴児童を含めた被害者の一時保護機能の充実
- 厳正な情報管理を含めた被害者等の安全確保

7 同伴児童への支援の充実

- 児童相談所との連携による安全確保や心のケア等の支援
- 学習ボランティアの活用と教育機関との連携による学習機会等の提供

基本目標Ⅲ 被害者の自立支援

8 生活基盤を整えるための支援の促進

- 住宅確保や就業等の生活安定に向けた支援
- 保護命令や離婚等司法手続きに関する支援

9 心の回復支援の促進

- 女性相談所の心理担当職員や精神保健福祉相談による被害者のメンタルヘルスケアの実施
- 自助グループの組織化に向けた支援
- アルコール依存等のアディクション（嗜癖）、うつ病に対する対策の実施

基本目標Ⅳ 関係機関の連携強化と研修等による資質向上

10 関係機関の連携強化による取組の促進

- 市町村における地域に即した取組みの推進
- DV対策協議会やネットワーク会議等を通じた協力体制の構築
- DVと児童虐待の特性・関連性を理解した対応・連携強化
- 県外避難等の広域的な連携
- 多様な支援を行う民間支援団体との協働による支援
- 新複合化相談施設の整備を見据えた関係機関との連携強化

11 支援者等のスキルアップと安全確保

- 相談担当者研修等の充実
- 民生委員・児童委員協議会、医療関係者等への取組強化
- 女性相談員の資質向上と処遇改善
- 相談担当者のメンタルヘルスケアの実施